

議第39号

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年5月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特別職職員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の高山市特別職職員の給与に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、217.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。